

**改正**

昭和48年12月21日条例第62号

昭和51年3月29日条例第18号

昭和58年3月25日条例第10号

昭和61年3月31日条例第11号

平成元年6月30日条例第39号

平成2年3月31日条例第11号

平成4年12月25日条例第60号

平成5年3月31日条例第14号

平成8年12月25日条例第32号

平成14年6月28日条例第23号

小田原市久野霊園条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、墓地の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置、名称及び位置)

**第2条** 小田原市は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）の規定による埋葬又は埋蔵の施設として墓地を設置する。

2 墓地の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 小田原市久野霊園

(2) 位置 小田原市久野4859番地の7

(使用者の資格)

**第3条** 小田原市久野霊園（以下「霊園」という。）の墳墓を使用しようとする者は、小田原市に引き続き1年以上居住している者でなければならない。ただし、第5条各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、墳墓を使用しようとする者は、墳墓の祭事を主宰すべき者でなければならない。

(墳墓の使用)

**第4条** 墳墓を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 墳墓は、焼骨を埋蔵する用に供する以外に使用することができない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(使用申請者の募集)

**第5条** 市長は、墳墓を使用させようとする場合は、墳墓の数、使用の申請期間その他必要な事項を公示して墳墓を使用しようとする者を募集する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 都市計画事業、土地区画整理事業その他の公共事業の施行に伴い、墳墓の移転を要する者に使用させる必要があるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が霊園の管理上その他特別の理由により使用させる必要があると認めるとき。

(選考の方法)

**第6条** 市長は、募集の結果、使用申請者の数が使用させる墳墓の数を超える場合は、抽選により使用させる者を決定する。この場合において、焼骨を有し、かつ、墳墓を有しない者を優先して扱うことができる。

(墳墓の面積等)

**第7条** 墳墓の1区画の面積は、4平方メートル又は6平方メートルとする。

2 墳墓の使用は、使用許可を受けた者1人につき1区画とし、その場所は、市長が使用許可の際に指定する。

**第8条** 削除

(一時使用)

**第9条** 墳墓の使用に伴う工事その他の理由により霊園内の場所を一時使用しようとする場合は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による一時使用の期間は、1月を超えることができない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(許可条件等)

**第10条** 市長は、使用の許可に当たり、管理上必要な制限若しくは条件を付け、又は設備等をさせることができる。

(使用料)

**第11条** 霊園の使用については、別表に定める使用料を、使用許可の際に徴収する。

(管理料)

**第12条** 使用者は、清掃その他墳墓の管理に要する経費として別表に定める管理料を毎年4月30日までに納付しなければならない。

2 年度の中途において使用の許可を受けた場合におけるその年度の管理料は、使用許可の日の属する月から月割りにより算定し、使用許可の際に徴収する。この場合において、管理料に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入して計算する。

(管理料の減免又は徴収猶予)

**第13条** 小田原市に住所を有する使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、管理料を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができる。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受けているとき。

(2) 管理料を納付する資力がないと市長が認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(使用料等の不還付)

**第14条** 既納の使用料及び管理料は、還付しない。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事由のいずれかに該当する場合は、規則の定めるところによりその全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用料

ア 使用者の都合により、使用許可を受けた日から3年以内に墳墓を返還したとき。

イ 第16条第1項の規定により使用場所を変更させ、又は返還させたとき。

(2) 管理料 年度の中途において墳墓を返還したとき。

(使用場所の返還)

**第15条** 使用者は、使用場所が不要となった場合は、直ちに市長に届け出て、使用場所を原状に復し、返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、現状のまま返還することができる。

(使用場所の変更等)

**第16条** 市長は、霊園の管理上その他の理由により必要と認める場合は、使用者に対し使用場所の全部又は一部を変更させ、又は返還させることができる。

2 前項の規定により変更させ、又は返還させた場合は、小田原市は、当該変更又は返還に係る損失を補償する。

(使用の承継)

**第17条** 墳墓は、祭事を主宰すべき者のほかは承継して使用することができない。ただし、祭事を

主宰すべき者がいない場合において、親族又は縁故者からその理由を明らかにして市長に申し出て、その承認を受けたときは、この限りでない。

(使用許可の取消し)

**第18条** 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消すことができる。

- (1) 許可を受けた使用目的以外に霊園を使用したとき。
- (2) 霊園を使用する権利を譲渡し、又は転貸したとき。
- (3) 墳墓の使用許可を受けた日から3年を経過してもなお使用せず、又は使用に必要な設備をしないとき。
- (4) 管理料を3年間納付しないとき。
- (5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 使用者は、前項の規定により使用許可を取り消された場合は、直ちに使用場所を原状に復し、市長に返還しなければならない。

3 市長は、使用許可を取り消された者が前項の義務を履行しない場合は、墳墓を他の場所に移転し、当該移転に要した費用を当該者から徴収することができる。

(権利の消滅)

**第19条** 次の各号のいずれかに該当する場合は、霊園を使用する権利は消滅する。

- (1) 使用者が死亡し、祭事を主宰する者がいないとき。
- (2) 使用者が住所不明となり10年を経過したとき。

2 前項の規定により使用の権利が消滅した場合は、墳墓その他の物件を無縁として処理することができる。

(行為の禁止)

**第20条** 霊園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が承認した場合は、この限りでない。

- (1) 霊園の施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 張り紙若しくは張り札をし、又は広告を掲示すること。
- (6) ごみその他の汚物を捨てること。

- (7) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は止め置くこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が霊園の管理上支障があると認める行為  
(罰則)

**第21条** 市長は、第4条、第9条又は前条の規定に違反した者に5万円以下の過料を科する。

**第22条** 市長は、詐欺その他不正の行為により、管理料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

(委任)

**第23条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（昭和48年12月21日条例第62号）

- 1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、昭和49年4月1日以後の使用料及び管理料から適用し、同日前の使用料及び管理料については、なお従前の例による。

#### 附 則（昭和51年3月29日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、昭和51年4月1日から施行し、同日以後の使用許可に係る使用料から適用する。

#### 附 則（昭和58年3月25日条例第10号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、同日以後の使用許可に係る使用料及び同日以後の管理料から適用する。

#### 附 則（昭和61年3月31日条例第11号抄）

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成元年6月30日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成2年3月31日条例第11号）

この条例は、平成2年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、同日以後の使用許可に係る使用料について適用する。

#### 附 則（平成4年12月25日条例第60号）

この条例は、平成5年2月1日から施行する。

**附 則**（平成5年3月31日条例第14号）

この条例は、平成5年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、同日以後の使用許可に係る使用料について適用する。

**附 則**（平成8年12月25日条例第32号）

この条例は、平成9年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、平成9年度分以後の墳墓の管理料について適用する。

**附 則**（平成14年6月28日条例第23号）

- 1 この条例は、平成14年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。

**別表**（第11条、第12条関係）

区分		単位	使用料	管理料
墳墓	4平方メートル	1区画	円 525,000	円 1年 5,000
	6平方メートル		円 787,000	円 1年 7,500
一時使用		1日1平方メートル	10	